他市区町村に滞在中の伊方町民の皆様へ
他市区町村に転出された皆様へ

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査　投票方法のご案内

令和８年２月８日（日）は衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

仕事や旅行などで町外に滞在中の方や他市区町村に転出された方が伊方町の選挙人名簿に登録されている場合は、以下の３つの方法のいずれかで投票することができます。

■ 投票方法

１．滞在・転出先の市区町村で「不在者投票」を行う方法

①「不在者投票用紙等請求書兼宣誓書」を記入して、伊方町選挙管理委員会へ提出してください。（郵送する場合には、裏面の送付先住所を切り取ってご利用ください。）

※ＦＡＸや電子メールでは受付できません。

②選挙管理委員会から投票用紙等が送付されます。

③滞在・転出先の市区町村選挙管理委員会に投票用紙等を持参して投票してください。

不在者投票の受付場所、時間等は、滞在・転出先の市区町村選挙管理委員会に確認してください。

投票場所	不在者投票の期間	投票できる時間
全国の 市区町村	令和 8 年 1 月 28 日（水）～ 2 月 7 日（土）の毎日	午前８時 30 分から 午後８時 00 分

※　市区町村によっては、上記の投票できる時間以外の時間にも投票できることがあります。詳しくは、滞在・転出先の市区町村選挙管理委員会に確認してください。

２．伊方町内で「期日前投票」を行う方法

次のとおり期日前投票所を開設します。

どの投票所でも投票することができますが、投票所ごとに開設期間が異なりますのでご注意ください。

裏面へつづく

期日前投票所	開 設 期 間	投 票 時 間
伊 方 町 役 場	1/28(水)～2/7(土)	各期日前投票所とも 午前８時 30 分 ～ 午後８時 00 分
瀬 戸 支 所	2/2(月)～2/7(土)	
三 崎 支 所		
町 見 出 張 所		

３．投票日に伊方町内で「当日投票」を行う方法

投票日（２月８日）に伊方町内の旧住所地を区域とする投票所で投票することができます。（投票所は変更できません。）

投票時間　午前７時から午後８時まで

※ただし、伊方地域の大成、鳥津の投票所及び

瀬戸、三崎地域の全投票所では、午前７時から午後７時までとなります。

投票所が不明な場合は、お問い合わせください。

【問合わせ先】　伊方町選挙管理委員会

〒796-0301　愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地１（伊方町役場内）

TEL：0894-38-0211　FAX：0894-38-1373

送付先住所：

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地１

伊方町役場 内

伊方町選挙管理委員会　行